

横浜市立馬場小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 10 日策定（令和 6 年 3 月 21 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他所の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

横浜市立馬場小学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 設置

法第 2 2 条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以降、対策委員会）」を設置する。

(2) 構成

原則、校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、学級担任、学年職員とする。

※状況に応じて、関係する教職員等を加える。

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラーやソーシャルワーカー等）、外部機関の参加を求める。

(3) 運営

- ・対策委員会は、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直に対策委員会を開催する。
- ・対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、記録の管理を行う。

(4) 活動内容

●未然防止

- ・いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- ・対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者・地域に周知する。
- ・外部機関と連携を図り、いじめ防止を目指した教室を開催する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組や対応を展開する。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- ・重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- ・職員会議、週の打ち合わせの中で、児童、学級、学年に関する情報交換を行う。

●研修の実施

- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・校内重点研究会において、児童指導・支援の観点も見据えた授業改善を図る。

●取組の検証

- ・学校基本方針、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・いじめがおきない学校の風土づくりに取り組む。
- ・児童一人ひとりが、自分だけでなく、周りとのかかわりを大切にしながら共に生きようとする子どもを育てる。
- ・豊かな心の育成のために、人権教育を柱とした教育を進める。
- ・多様な交流活動やグループ学習、体験的な学習を取り入れ、自立と共生の心をもつ児童を育てる。
- ・あいさつで始まる人間関係をつくるための指導、取組を進める。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめに関する教職員研修を行い、教職員のいじめに対する感覚を磨く。
- ・児童の様子について気付いたことを迅速に情報交換できる教職員の関係をつくる。
- ・担任だけでなく、複数の教職員の目で、一人ひとりの児童を観察する。
- ・職員と児童、保護者との信頼を高め、安心して相談できる関係をつくる。
- ・職員会議、週の打ち合わせを中心に、児童、学級、学年に関する情報を密に交換し、実態の把握、共有に努める。

- ・年度当初に横浜プログラム調査を行い、学級の姿や学級の児童一人ひとりの様子を捉える。
- ・年に2回、生活アンケートを実施し、児童一人ひとりの様子を捉える。
- ・家庭訪問、個人面談において、家庭における児童一人ひとりの様子を捉える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに対策委員会に報告・相談し、対策委員会が中核となって、迅速に組織的に対応する。
- ・当該児童を守るとともに、関係児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・当該児童、関係児童、周囲の児童から迅速かつ正確に事実確認を行い、適切な指導、支援を行う。
- ・事実確認に基づいて当該児童保護者への連絡を行い、支援内容、関係児童への指導内容を報告するとともに、今後のケアについて共通理解をもてるようにする。
- ・事実確認に基づいて関係児童保護者への連絡を行い、指導内容を報告するとともに、保護者の責任として当該児童及び保護者へのケアと家庭での指導の検討、実施を求める。
- ・当該児童、関係児童のみならず、集団全体への指導、支援を適切に行う。
- ・状況に応じて、専門機関や警察等の外部機関と連携し、対応にあたる。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで次の点に十分に留意しながら指導を継続して行っていく。

- ・対策委員会での情報共有
- ・全教職員での見守り
- ・児童、保護者との信頼関係の確立

(5) 教職員への研修

教職員対象にいじめに関する研修や人権に関する研修等を行い、教職員の資質向上を図る。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」の活動を活用し、いじめ問題をはじめとする学校が抱える問題を共有するとともに、連携協力を図る。
- ・個人面談、懇談会等の場を活用し、保護者と良好な関係を築き、いじめをはじめとする問題があった場合は情報を共有するとともに、連携協力を図る。

(7) 取組の年間計画

月	主な内容
4	いじめ防止対策委員会始動 いじめに関する研修 防犯教室
5	地域訪問 生活アンケート(記名式) 教育相談 学校説明会
6	横浜プログラム研修・調査 学校運営協議会 特別支援研修 個人面談
7	横浜子ども会議(中学校ブロック) 人権研修
8	横浜子ども会議(区開催)
9	夏休み明けアンケート実施 教育相談 個人面談
10	サイバー教室
11	横浜プログラム研修・調査 個人面談(希望者)
12	生活アンケート実施 人権集会 人権週間の取組 学校運営協議会
1	新入生保護者説明会 幼保小情報交換
2	学校運営協議会
3	いじめ防止対策委員会まとめ
年間	いじめ防止対策委員会(月1回以上)

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。